代々木一丁目（一番から五番、十五番から二十番） 代々木神園町	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、都道三〇五号線芝新宿王子線（明治通り）、放射二十三号線及び補助五十三号線を除く。

○農林水産省告示第五百七十号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十六年一月一日から同年三月三十一日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

平成二十六年四月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、五四二、五〇〇円
褐毛和種	一頭につき、四五九、二〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、二七八、八〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、一五三、五〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、三二二、五〇〇円

○農林水産省告示第五百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年四月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県田村郡小野町大字飯豊字中田九七、一八四の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び小野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年四月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県耶麻郡西会津町野沢字堀上甲一〇〇三から甲一〇一九まで、字家ノ上甲一〇九二の二、甲一〇九五から甲一〇九八まで、甲一一一〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年四月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県伊達市梁川町山舟生字鍛冶屋場四〇から四四まで

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年四月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県伊達市霊山町石田字方田川七四の一、字小野作四二の一、四二の三、四三の一、四三の三、四四の一、四四の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年四月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県福島市上名倉字縄添五の一〇・字小室石一の二・二の三・三の一・三の五・四の一・五の二・六の一・字玉後一の二・二の六・六の一一・一〇の一〇・一三の一三・一三の一四・字森五の五・一二の八・一四の六・一四の七・字平内六の二・七の七・一〇の二・一一の三・一一の四・一九の一・二二の三・二五の三・字金山五〇の二・五一の二・五二の三・五三・五四の一・六〇の一・六四の六・六八の二・六九の五・字荒田五四・字下谷地三の二・四の三・五の三・六の一・一三の四・一四・一五の二・字泉田一八の二・二〇の二・二六の四・四一・四二の三・四二の四・四六の三・字上河原一〇の二・字下河原三の五・庄野字日ノ倉六の二・七の三・字下川原二〇の六・七二の二・七三の三・七三の四・七四の二・七五の二・七六の二・七七の二・七八の二・桜本字西蟹田一一の一・一三の四・二〇の五・二二の二・字前川原二の九・一五の八・一八・一九の四・二〇の七から二〇の一〇まで（以上七十九筆国有林）

二　指定の目的　水害の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年四月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県不破郡垂井町大滝字東谷八四一の五六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。）